

令和5年度 山形地方最低賃金審議会
第1回 山形県最低賃金専門部会

期 日 令和5年7月25日(火)
午後1時30分
場 所 山形労働局 大会議室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 山形労働局労働基準部長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 部会長、部会長代理の選出について
 - (2) 山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程について
 - (3) 審議日程について
 - (4) 山形県最低賃金の改正決定について
 - (5) その他
- 4 その他
- 5 閉会

資料目次

I	審議会運営及び日程関係	
1	山形地方最低賃金審議会山形県最低賃金専門部会委員名簿	1
2	山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程	2
3	令和5年度山形県最低賃金専門部会開催日程について(案)	4
II	令和5年度山形県最低賃金の引上げ率及び影響率一覧表	5

令和5年7月25日

令和5年度山形地方最低賃金審議会
山形県最低賃金専門部会委員名簿

(公益委員)

コーエンズ久美子	山形大学人文社会科学部教授
本間佳子	弁護士
村山永	弁護士

(労働者側委員)

石川正樹	日本労働組合総連合会山形県連合会副事務局長
柿崎隆英	山形航空電子労働組合執行委員長
西部政行	日本郵政グループ労働組合山形連絡協議会議長

(使用者側委員)

岩田雅史	山形商工会議所専務理事
大沼拓雄	株式会社ハッピージャパン取締役総務企画部長
丹哲人	一般社団法人山形県経営者協会専務理事

(注) 掲載順は、五十音順である。

山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程

第1条 山形地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）並びに山形地方最低賃金審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、山形労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

2 前項の規定により山形労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の10日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、山形労働局長に通知するものとする。

第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときには、あらかじめ部会長に適切な方法で通知するものとする。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でないものの説明又は意見を聞くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、山形地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

第1条 この規程は、令和3年7月20日から施行する。

(案)

令和5年度山形県最低賃金専門部会開催日程について

【公開】	第1回	7月25日(火)	午後1時30分
【非公開】	第2回	8月2日(水) ※ 目安伝達	午前10時
【非公開】	第3回	8月3日(木)	午前10時
【非公開】	第4回	8月8日(火)	午後3時
【非公開】	第5回	8月10日(木)	午前10時
【非公開】	第6回	8月17日(木)	午後3時

※ 部会長報告、答申

8月18日(金) 午前10時 第3回山形地方最低賃金審議会

令和5年度 山形県最低賃金の引上げ率及び影響率一覧表

現行時間額	854円		(調査母集団 160,185人)		
改正時間額	引上げ額	引上げ率	影響率	影響者数	備考
854円	0円	0.00%	2.91%	4,665人	※=未満率
855円	1円	0.12%	4.94%	7,920人	
856円	2円	0.23%	6.32%	10,130人	
857円	3円	0.35%	6.42%	10,281人	
858円	4円	0.47%	6.47%	10,369人	
859円	5円	0.59%	6.54%	10,470人	
860円	6円	0.70%	6.59%	10,556人	
861円	7円	0.82%	10.03%	16,069人	
862円	8円	0.94%	10.05%	16,104人	
863円	9円	1.05%	10.12%	16,214人	
864円	10円	1.17%	10.45%	16,738人	
865円	11円	1.29%	10.65%	17,055人	
866円	12円	1.41%	10.89%	17,442人	
867円	13円	1.52%	11.23%	17,984人	
868円	14円	1.64%	11.26%	18,038人	
869円	15円	1.76%	11.28%	18,072人	
870円	16円	1.87%	11.46%	18,360人	
871円	17円	1.99%	12.45%	19,949人	
872円	18円	2.11%	12.53%	20,076人	
873円	19円	2.22%	12.61%	20,206人	
874円	20円	2.34%	12.66%	20,272人	
875円	21円	2.46%	12.69%	20,326人	
876円	22円	2.58%	12.98%	20,799人	
877円	23円	2.69%	13.09%	20,964人	
878円	24円	2.81%	13.17%	21,093人	
879円	25円	2.93%	13.19%	21,128人	
880円	26円	3.04%	13.21%	21,162人	
881円	27円	3.16%	15.15%	24,275人	
882円	28円	3.28%	15.17%	24,298人	
883円	29円	3.40%	15.24%	24,405人	
884円	30円	3.51%	15.33%	24,552人	
885円	31円	3.63%	15.53%	24,878人	
886円	32円	3.75%	15.87%	25,427人	
887円	33円	3.86%	16.09%	25,780人	
888円	34円	3.98%	16.14%	25,857人	
889円	35円	4.10%	16.50%	26,425人	
890円	36円	4.22%	16.54%	26,496人	
891円	37円	4.33%	17.19%	27,538人	
892円	38円	4.45%	17.23%	27,601人	
893円	39円	4.57%	17.53%	28,082人	
894円	40円	4.68%	17.57%	28,146人	
895円	41円	4.80%	17.60%	28,187人	
896円	42円	4.92%	17.71%	28,367人	
897円	43円	5.04%	17.82%	28,542人	
898円	44円	5.15%	17.85%	28,594人	
899円	45円	5.27%	17.96%	28,773人	
900円	46円	5.39%	18.05%	28,921人	
901円	47円	5.50%	21.96%	35,182人	
902円	48円	5.62%	21.99%	35,224人	
903円	49円	5.74%	22.09%	35,386人	
904円	50円	5.85%	22.20%	35,568人	

資料出所：山形労働局「最低賃金に関する基礎調査（令和5年度）」

最低賃金改正金額の提示状況

【最賃件名 : 山形県最低賃金】

現行最賃額

時間額

854 円

(引上げ額の目安 : 円)

項目		労側提示の時間額		使側提示の時間額	
1 回 目	提示日	月 日		月 日	
	改正金額		円		円
	引上げ額		円		円
	引上げ率		%		%
2 回 目	提示日	月 日		月 日	
	改正金額		円		円
	引上げ額		円		円
	引上げ率		%		%
3 回 目	提示日	月 日		月 日	
	改正金額		円		円
	引上げ額		円		円
	引上げ率		%		%
4 回 目	提示日	月 日		月 日	
	改正金額		円		円
	引上げ額		円		円
	引上げ率		%		%
5 回 目	提示日	月 日		月 日	
	改正金額		円		円
	引上げ額		円		円
	引上げ率		%		%
6 回 目	提示日	月 日		月 日	
	改正金額		円		円
	引上げ額		円		円
	引上げ率		%		%
決 定		改正金額		引上げ額	引上げ率
	時間額		円	円	%

最低賃金改正金額の提示状況

【最賃件名 : 山形県最低賃金】

現行最賃額
時間額

854 円

(引上げ額の目安 : 円)

項 目		労側提示の時間額		使側提示の時間額	
7 回 目	提示日	月 日		月 日	
	改正金額	円		円	
	引上げ額	円		円	
	引上げ率	%		%	
8 回 目	提示日	月 日		月 日	
	改正金額	円		円	
	引上げ額	円		円	
	引上げ率	%		%	
9 回 目	提示日	月 日		月 日	
	改正金額	円		円	
	引上げ額	円		円	
	引上げ率	%		%	
10 回 目	提示日	月 日		月 日	
	改正金額	円		円	
	引上げ額	円		円	
	引上げ率	%		%	
11 回 目	提示日	月 日		月 日	
	改正金額	円		円	
	引上げ額	円		円	
	引上げ率	%		%	
12 回 目	提示日	月 日		月 日	
	改正金額	円		円	
	引上げ額	円		円	
	引上げ率	%		%	
決 定		改正金額		引上げ額	
	時間額	円		円	
				引上げ率	
				%	